

平成13年5月23日  
事務連絡

各 都道府県  
指定都市 障害保健福祉担当者 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課支援費制度施行準備室

### 支援費制度の施行について

障害保健福祉行政につきましては、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、平成15年4月からの施行に向け、国においても鋭意検討をすすめているところですが、制度の趣旨、施行にあたって必要な検討事項、施行準備スケジュール等につき、別添「支援費制度の施行について」のとおり取りまとめましたので、業務の参考とされるとともに、関係者からの照会等にご活用下さい。

# 支援費制度の施行について

## 1. 支援費制度について

### ○(1) 経緯

昨年<sup>平成25年</sup>の通常国会において、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律」が成立し、平成15年度から、障害者福祉サービスについて、新たな利用の仕組み（「支援費制度」）に移行することになった。

### ○(2) 現行の仕組み

現在、身体障害者（児）、知的障害者（児）の福祉サービス（身体障害者療護施設や知的障害者更生施設などの施設サービス、訪問介護や日帰り介護などの在宅サービス）については、行政が行政処分によってサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」によって利用がなされている。

### ○(3) 支援費制度の趣旨

ノーマライゼーションの理念の下、障害者の自己決定の尊重が求められているとともに、利用者の立場に立ったサービスを提供するため、15年度より、新たに、障害者がサービスを選択し、事業者との間で直接に契約を行い、サービスの提供を受ける「支援費制度」に移行することとしている。

### ○(4) 支援費制度の内容

障害者福祉サービスを利用しようとする障害者は、サービスを選択し、事業者との間で直接契約を行い、サービスを利用する。市町村は、障害者の受けたサービスに対して、「支援費」を支払うとともに、利用者は、事業者に対して、本人及び扶養義務者の負担能力に応じた自己負担額を支払う。

\* なお、支援費の額については厚生労働大臣の定める基準を下回らない範囲で、また、自己負担額は厚生労働大臣の定める基準を超えない範囲で、市町村長が定める。

## 2. 支援費制度実施に向けての準備

15年度からの支援費制度の実施に向けて、制度の具体的内容の検討やサービス提供体制の整備を進める必要があり、以下の通り、準備を進めている。

### (1) 制度の具体的内容の検討

市町村が支給する支援費の支給決定手続きや支援費の基準、利用者が支払う自己負担の基準、都道府県知事が指定する事業者の基準など、制度の具体的内容を検討し、順次示していくこととしている。 【別紙参照】

なお、本年4月に、障害保健福祉部内に「支援費制度施行準備室」を設置し、これらの検討を進める体制を整えた。

### (2) サービス提供体制の整備

障害者が福祉サービスを選択できる環境を整備するため、平成14年度末を目標とする「障害者プラン」に基づき、施設、在宅サービス両面にわたり、基盤整備を進めている。

### (3) スケジュール

市町村や事業者等における準備を支援するため、国において検討が終了したものから、以下の通り、順次示していくこととしている。

時 期	内 容
13 年度	I
	II ・ 支援費支給決定に係る事務の大要の提示
	III ・ 事業者指定基準案の提示 ・ 支援費支給決定に係る政省令案の提示
	IV ・ 事業者指定関係省令の公布 ・ 支援費支給決定関係政省令の公布 ・ その他の手続関係の政省令の公布
14 年度	I ・ 都道府県事業者指定担当職員研修 ・ 支援費支給決定に係る都道府県職員研修
	II ・ 支援費基準の骨格の提示
	III
	IV ・ 支援費基準関係の政省令、告示の公布
15 年度	・ 制度発足

※ 円滑な制度施行のため、平成14年度から都道府県等においては事業者指定に係る事務、市町村においては、支援費支給決定に係る事務の体制づくりが必要となる。

## 【別紙】

## 主な検討事項

- |        |   |
|--------|---|
| 支給決定関係 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害程度区分</li><li>・ 支援費支給期間</li><li>・ 支給の要否決定の際の市町村における勘案事項</li><li>・ 更生相談所の役割</li><li>・ 支給決定に関する具体的な手続き</li></ul>                         |
| 支援費基準  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 支援費の水準</li><li>・ 重度障害者等への対応</li><li>・ 支援費の地域区分のあり方</li><li>・ 支援費と施設規模との関係</li><li>・ 民間事業者に対する支援費のあり方</li><li>・ 地域生活への移行努力等の評価</li></ul> |
| 利用者負担  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 負担額の水準</li><li>・ 扶養義務者の範囲</li></ul>   |
| 事業者指定  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業者指定基準</li></ul>   |
| 市町村等事務 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 支給決定、審査支払い等の手順</li><li>・ 利用の調整、斡旋の手順、内容等</li><li>・ 知的障害者に係る権限移譲関係</li></ul>   |
| その他    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者等に対する情報提供体制の整備</li><li>・ 利用契約と成年後見制度等の支援策</li><li>・ 相談支援体制の整備</li><li>・ 措置の対象となるケース</li><li>・ その他</li></ul>                          |

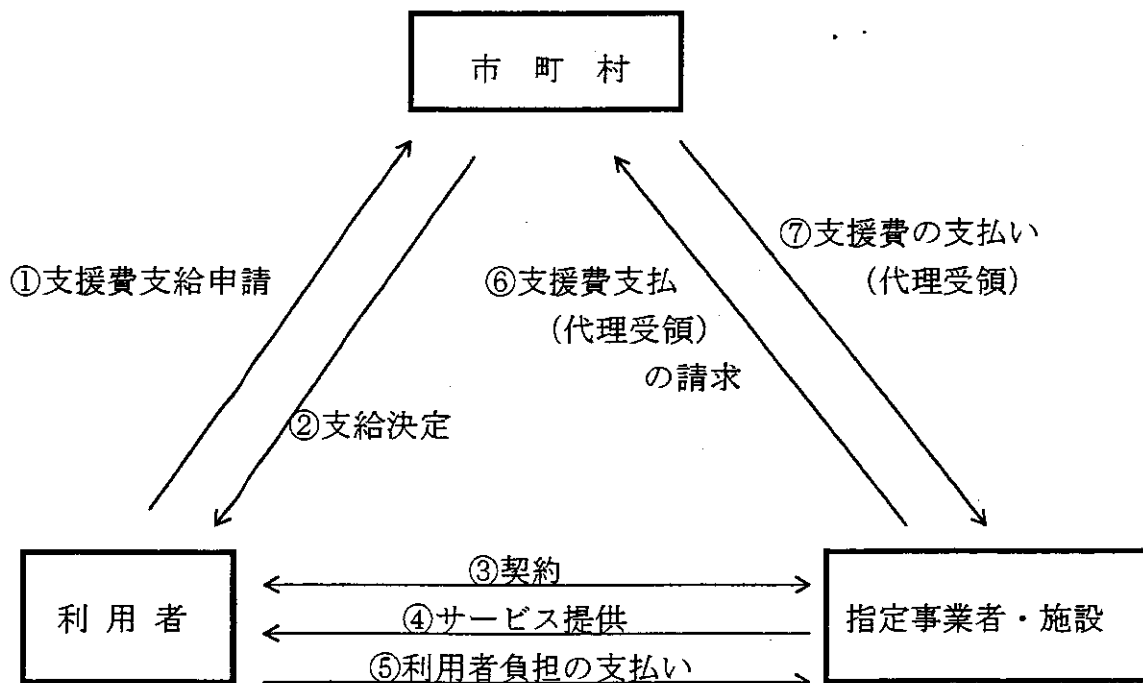
# 障害者福祉サービスの利用制度化

## 〔支援費制度の概要〕

(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法(障害児関係))

### 基本的な仕組み

- (1) 障害者福祉サービスの利用について支援費支給を希望する者は、都道府県知事の指定した指定事業者・施設に直接に利用の申込みを行うとともに、市町村に支援費支給の申請を行う。
- (2) 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、支給決定を行う。
- (3) 本人が支給決定の範囲内で障害者福祉サービスを利用したときは、
  - ・ 本人及び扶養義務者は、指定事業者・施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定めた利用者負担額を支払うとともに、
  - ・ 市町村は、サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する。(ただし、当該支援費を指定事業者・施設が代理受領する方式をとる。)



(4) やむを得ない事由により上記の方式の適用が困難な場合には、市町村が措置によりサービスの提供や施設へ入所を決定。

	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法（障害児関係のみ）
支援費制度へ移行するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者更生施設</li> <li>・身体障害者療護施設</li> <li>・身体障害者授産施設（政令で定める施設に限る。）</li> <li>・身体障害者居宅介護等事業</li> <li>・身体障害者デイサービス事業</li> <li>・身体障害者短期入所事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者更生施設</li> <li>・知的障害者授産施設（政令で定める施設に限る。）</li> <li>・知的障害者通勤寮</li> <li>・心身障害者福祉協会が設置する福祉施設</li> <li>・知的障害者居宅介護等事業</li> <li>・知的障害者デイサービス事業</li> <li>・知的障害者短期入所事業</li> <li>・知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童居宅介護等事業</li> <li>・児童デイサービス事業</li> <li>・児童短期入所事業</li> </ul>
支援費制度へ移行しないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者小規模通所授産施設</li> <li>・身体障害者福祉ホーム</li> <li>・身体障害者相談支援事業</li> <li>・身体障害者生活訓練等事業</li> <li>・手話通訳事業</li> <li>・補装具製作施設</li> <li>・盲導犬訓練施設</li> <li>・視聴覚障害者情報提供施設</li> <li>・日常生活用具給付事業</li> <li>・補装具給付事業</li> <li>・更生医療</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者小規模通所授産施設</li> <li>・知的障害者福祉ホーム</li> <li>・知的障害者相談支援事業</li> <li>・日常生活用具給付事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害児施設</li> <li>・知的障害児通園施設</li> <li>・盲ろうあ児施設</li> <li>・肢体不自由児施設</li> <li>・重症心身障害児施設</li> <li>・障害児相談支援事業</li> <li>・日常生活用具給付事業</li> <li>・補装具給付事業</li> <li>・育成医療</li> </ul>

## 障害者プランの推進

13年度予算 2,879億円 (12年度予算額2,767億円)

・平成8年度を初年度とする障害者プランを策定～14年度まで。

区 分	(第一次補正後予算) 12年度予算	13年度予算	目 標 値 (平成14年度)
地域生活援助事業(グループホーム) ・福祉ホーム	(15,835人分) 15,795人分	(+2,536人分) 18,371人分	20,060人分
授産施設・福祉工場	(63,300人分) 62,910人分	(+2,206人分) 65,506人分	67,570人分
重症心身障害児(者)等の通園事業	( 715か所) 713か所	( +72か所) 787か所	1,238か所
精神障害者社会適応訓練事業 (通院患者リハビリテーション)	4,786人分	(+240人分) 5,026人分	5,280人分
精神障害者生活訓練施設(援護寮)	4,680人分	(+660人分) 5,340人分	6,000人分
市町村障害者生活支援事業	200か所	(+55か所) 255か所	690か所
障害児(者)地域療育等支援事業	420か所	(+80か所) 500か所	690か所
精神障害者地域生活支援センター	195か所	(+40か所) 235か所	650か所
訪問介護員(ホームヘルパー)	37,200人増	(+4,500人増) 41,700人増	45,300人増
短期入所生活介護(ショートステイ)	(3,929人分) 3,817人分	(+417人分) 4,346人分	4,650人分
日帰り介護施設(デイサービスセンター)	(857か所) 851か所	(+81か所) 938か所	1,010か所
身体障害者療護施設	23,386人分	(+807人分) 24,193人分	25,000人分
知的障害者更生施設	93,609人分	(+996人分) 94,605人分	95,600人分